

議会運営委員会

令和6年8月30日（金曜日）午前9時57分開会

出席委員（8名）

委員長	中里康寛
委員	森本彰伸
委員	星宏子
委員	相馬剛

副委員長	鈴木伸彦
委員	益子丈弘
委員	平山武
委員	中村芳隆

欠席委員（なし）

オブザーバー（2名）

議長	山形紀弘
----	------

副議長	眞壁俊郎
-----	------

説明のための出席者）

市長	渡辺美知太郎
副市長	藤田一彦
総務課長	後藤明美
行政担当GL	三宅和幸

副市長	瀧口晃
総務部長	後藤修
総務課長補佐	佐藤吉将

出席議会事務局職員

事務局長	高久修
議事課長補佐 兼庶務係長	小高久美
主査	石田篤志

議事課長	岩波ひろみ
議事調査係長	長岡栄治
主任	石渡大輝

議事日程

1. 開会
2. 挨拶
 - ・委員長
 - ・議長
 - ・市長
3. 協議事項

(1)令和6年9月那須塩原市議会定例会議について

①提出案件について

○市長提出案件……………64件

- ・人事案件……………1件
- ・補正予算案件……………8件
- ・条例案件……………34件
- ・契約の締結案件……………1件
- ・財産の取得案件……………3件
- ・規約の変更案件……………1件
- ・決算認定案件……………9件
- ・報告案件……………7件

(即決案件)……………件

(追加案件)……………件

○議会提出案件……………1件

- ・特別委員会の設置……………1件

(即決案件)……………件

(追加案件)……………件

②議案に対する質疑・討論について

③会派代表質問（通告者 1人）について

④市政一般質問（通告者 14人）について

⑤会議日程について

○会議日程は9月6日（金）から 月 日（ ）までの 日間

○日程（別紙案）

(2)9月定例会議の対応について

○別紙資料参照

(3)請願・陳情等の取り扱いについて

○新規に受理した請願・陳情等……………8件（別紙請願・陳情等文書表）

(4)アンケートの手法について（議会活性化特別委員会報告）

(5)令和6年度議員研修について

(6)委員会代表質問の研究について

(7)質問時の資料提供について

(8)その他

次回開催

議会運営委員会10月1日（火）本会議終了後～ 場所 第4委員会室

4. 閉 会

開会 午前 9時57分

◎開会の宣告

○中里委員長 議会運営委員会を始める前に、当委員会の傍聴希望がございました。議会基本条例第7条によりまして、議会の会議は公開を原則としております。また、当委員会の条例第17条及び先例に基づきまして、これを認めたいと思います。

それでは、ちょっと早めなんです、議会運営委員会のほうを開催したいと思います。

—————◇—————

◎委員長挨拶

○中里委員長 皆さん、改めましておはようございます。

議会運営委員会ということで、台風がすごく猛烈な勢いで今、日本列島を横断しようとしております。九州それから四国のほうでは猛烈な勢いでもって災害等各地で出ております。今週末か、それか来週明けにも本土のほうに接近してくるということで、今週も、線状降水帯が先日発生したばかりでありますけれども、災害等ないことを願っております。

9月は、また執行部におかれましては、決算月ということで、いろいろ案件がたくさんあると思います。

また、議会案件に関しても、今回、陳情が8件ということでありますので、皆様の慎重な審議、取扱いについて慎重な審議をお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

—————◇—————

◎議長挨拶

○中里委員長 それでは、続きまして、議長から挨拶をお願いいたします。

○山形議長 皆さん、おはようございます。

冒頭で中里委員長からもお話がありました台風が、なかなか、ずっと滞ったまま遅い速度で、そのうち熱帯低気圧に変わるなんていうふうなことも聞いているんですが、本市に災害は前回避難された方、また床下浸水などというふうな件数が伝えられております。備えあれば憂いなしというふうな言葉がありますので、しっかり常日頃のその防災に対する意識の向上は必要かなというふうなことを思っております。

また、こういうふうな恵みの雨というふうなことで、市内の各地の田んぼを見ると、もう随分稲も育ち、そろそろ収穫時期ではないかなというふうなことで、個人的に米価が上がるというふうなことも聞いておりますので、できれば物価高騰等同様、致し方がない部分もあるんですが、おいしいお米をまた供給していただければありがたいと思っております。

9月決算時期というふうなことで、非常に重要な議会でございます。皆さんの忌憚のない御意見と慎重審議のほうをよろしくお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

—————◇—————

◎市長挨拶

○中里委員長 続きまして、市長から御挨拶をお願いいたします。

○渡辺市長 議会運営委員会の機会をいただきましてありがとうございます。

今回、定例会議、御提案いたしますのは、人事案件1件、令和6年度補正予算案件8件、条例の

制定、改正及び廃止案件34件、契約の締結案件1件、財産の取得案件3件、一部事務組合の規約の変更案件1件、令和5年度決算認定案件9件、報告案件7件の64件であります。

この後、総務部長が説明いたしますので、御審議いただきますようお願いいたします。



◎協議事項

○中里委員長 それでは、3の協議事項に入りたいと思います。

(1)令和6年9月那須塩原市議会定例会議について。

まずは①提出案件についてを議題といたします。

〔「委員長」と言う人あり〕

○中里委員長 はい、市長。

○渡辺市長 すみません、ちょっと発言に誤りがありました。

すみません、補正予算案件ちょっと3件と言っちゃったんですけれども、すみません、8件の誤りです。申し訳ありませんでした。

○中里委員長 それでは、まずは①提出案件についてを議題といたします。

市長提出案件について、執行部からの説明をお願いいたします。

総務部長。

○後藤総務部長 改めまして、おはようございます。

それから、よろしくお願いいたします。

令和6年9月那須塩原市議会定例会議に提案を予定しております市長提出案件につきまして御説明を申し上げます。

今回、提出を予定しております案件は、ただいま市長が申し上げましたとおり64件となりますので、各案件の取扱いについて御審議くださいます

ようよろしくお願いいたします。

なお、過日の議員全員協議会におきまして説明を行った案件につきましては、本日の説明を省略をさせていただきます。

また、付議事件の一覧表をお配りしておりますので、件名の読み上げは省略いたしまして、表の番号と議案番号のみを申し上げます。

それでは初めに、番号1、同意第7号でございます。

本案は、令和6年12月31日をもって3名の委員が任期満了となることから、現委員である伊藤清治氏、坂和幸枝氏及び渡部康子氏を再任いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、番号2、議案第62号から番号9、議案第69号までの令和6年度補正予算案件8件を提出いたします。

次に、番号10、議案第70号から番号43、議案第103号までの条例の制定、改正及び廃止案件34件を提出をいたします。

次に、番号44、議案第104号、契約の締結案件1件を提出いたします。

次に、番号45、議案第105号から番号47、議案第107号までの財産の取得案件3件を提出いたします。

次に、番号48、議案第108号、一部事務組合の規約の変更案件1件を提出いたします。

次に、番号49、認定第1号から番号57、認定第9号までの令和5年度決算認定案件9件を提出いたします。

次に、番号58、報告第19号 継続費精算報告書の報告についてでございます。

本報告は、第2・第3配湯所給湯設備改修工事に係る令和5年度那須塩原市温泉事業特別会計継続費精算報告書について、地方自治法施行令第

145条第2項の規定によりまして報告するものでございます。

本工事は、令和4年度から実施しておりまして、全体計画額7,100万円に対しまして実績額が6,908万円となったものでございます。

次に、番号59、報告第20号及び番号60、報告第21号の専決処分の報告案件2件を報告をいたします。

これらの2件は、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

いずれも令和6年7月14日、那須塩原市東原地内におきまして、相手側車両が市道黒磯西岩崎線を南進中、事故発生当時の大雨によって道路が陥没した箇所にタイヤが落ちたことにより、タイヤ及びホイールを損傷したものでございます。

初めに、報告第20号は、両者協議の結果、市側80%、相手側20%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金13万1,472円を支払い、今後この件に関し双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

次に、報告第21号は、両者協議の結果、市側80%、相手側20%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金2万8,440円を支払い、今後この件に関し双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

次に、番号61、報告第22号 令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率についてでございます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

次に、番号62、報告第23号 教育に関する事務

の管理及び執行の状況の点検及び評価についてでございます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、令和5年度に教育委員会が実施しました教育行政に関する主な取組内容の成果等に関し点検・評価を行った結果について報告するものでございます。

最後に番号63、報告第24号及び番号64、報告第25号の放棄した私債権の報告について、2件でございます。

これらの2件は、那須塩原市債権管理条例第14条第1項の規定により、私債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

初めに、報告第24号です。

本件は、令和5年度那須塩原市温泉事業特別会計における私債権を放棄したものであり、放棄した私債権は温泉使用料など16件、39万7,080円あります。

次に、報告第25号です。

本件は、令和5年度那須塩原市水道事業会計における私債権を放棄したものであり、放棄した私債権は水道料金219件、181万4,405円及び手数料34件、3万5,000円であります。

以上、64件の案件につきまして市議会定例会議への提出を予定しております。よろしくお願い申し上げます。市長提出案件の説明とさせていただきます。

以上です。

○中里委員長 説明が終わりました。

皆さんから質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○中里委員長 なければ、即決案件はございますか。

総務部長。

○後藤総務部長 それでは、付議事件の一覧表を御

覧ください。

即決をお願いしたい案件につきましては、グレ一の網かけになっております。番号第1、同意第7号の1件は人事案件ですので、即決としてお願いをいたします。

以上、1件の案件につきまして即決議案としていただきたくお願い申し上げます。

○中里委員長 ただいまの即決案件の説明に対しまして質疑はございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○中里委員長 質疑がないようですので、議案の取扱いについてお諮りいたします。

ただいま説明がありました番号1、同意第7号の1件は、先例のとおり即決扱いとすることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 御異議がないものと認め、そのように取り扱います。

また、ただいま即決案件1件及び番号58から64の報告案件7件を除く56件の議案につきましては、各常任委員会へ付託することで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 御異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、追加案件はございますか。

総務部長。

○後藤総務部長 追加議案といたしましては、最大で3件を予定してございます。

まず初めに、番号65、契約の締結についてでございます。

本案は、大山小学校体育館改築工事の実施に伴い、現在入札を進めているところでございますけれども、9月中に入札をし、仮契約まで結んだ後、早期に工事着手をしたいため、契約締結について

上程するものでございます。

次に、番号66及び番号67、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告についてでございます。

専決処分の報告について、本定例会議中に最大で2件の示談の見込みがございますので、市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解につきまして示談が調った場合におきましては、追加議案として提出したいと考えてございます。

以上、3件が会期中に追加させていただきたい案件でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○中里委員長 ただいまの追加案件の説明に対しまして、質疑等はございますか。

〔発言する人なし〕

○中里委員長 質疑がないようですので、追加案件の取扱いについてお諮りいたします。

番号65の契約の締結案件1件及び番号66と67の専決処分の報告案件2件については、先例のとおり最終日において契約の締結案件については即決扱いとし、専決処分の報告案件については報告を受けることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 御異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、議会提出案件についてですが、何か予定されるものはございますか。

議事課長。

○岩波議事課長 議会提出案件といたしまして、発議第4号 決算審査特別委員会の設置について1件でございます。

以上です。

○中里委員長 説明が終わりました。

ただいまの議会提出案件の説明に対しまして質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○中里委員長 質疑がないようですので、取扱いについてお諮りいたします。

ただいまの議会提出案件につきましては、初日に上程し即決扱いとすることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 御異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、議会提出の追加案件はございますか。

議事課長。

○岩波議事課長 議会の追加案件といたしまして、陳情の結果により意見書の提出が想定されております。この後、次第(3)請願・陳情等の取扱いの中で、内容の御説明をいたしますが、今定例会議に合わせ陳情の提出がございました。取扱いにより審査となった場合、その結果によりましては意見書の提出が予想されております。

以上でございます。

○中里委員長 説明が終わりました。

ただいまの追加案件の説明に対しまして質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○中里委員長 質疑がないようですので、取扱いについてお諮りいたします。

請願・陳情の審査結果等によりましては、意見書の提出が予想されます。その場合には、最終日に追加上程し、即決扱いとすることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 御異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、②議案に対する質疑・討論についてを議題といたします。

まず、議案に対する質疑については、先例のと

おり一問一答方式により行い、時間は質疑のみ1人15分以内とすることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、討論についてですが、こちらも先例のとおり、1議題につき1人10分以内、賛成、反対5人までとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 御異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、③会派代表質問についてお諮りいたします。

今回、1会派からの通告がございます。質問の方法については、先例のとおり答弁を含め1会派70分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 御異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、④市政一般質問についてお諮りいたします。

今回、14名の通告者がございます。質問の方法については、先例のとおり、答弁を含め1人60分以内とすることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 御異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、⑤会議日程についてを議題といたします。

別紙に日程（案）がありますので、事務局から説明をお願いいたします。

議事課長。

○岩波議事課長 会議日程につきまして御説明いたします。

資料の令和6年9月那須塩原市定例会議会議日

程（案）を御覧ください。

期間は、9月6日金曜日から10月1日火曜日までの26日間の予定としております。

休会を除いて日にち順に御説明いたします。

初日、9月6日は再開、日程報告、議案の提案説明、即決議案の採決、決算審査特別委員会の設置を予定しております。

次に、9日は会派代表質問を1会派行う予定であり、9時25分開始を予定しております。

また、同日午後5時を質疑通告書の締切りとしております。

次に、10日、11日、13日は市政一般質問を各日4人行う予定としております。

次に、17日は市政一般質問を2人行い、また、議案質疑、議案の関係委員会付託を行う予定としております。

次に、18日、19日、20日、24日は各常任委員会及び決算審査特別委員会による付託議案等審査の予定としております。

なお、24日は午後5時を討論通告書の締切りとしております。

次に、30日は議員全員協議会を午前10時から、予算常任委員会全体会を午後1時30分から、決算審査特別委員会全体会を午後2時30分から行う予定としております。

最後に、10月1日は各委員長報告、質疑、討論、採決、散会の予定としております。

説明は以上でございます。

○中里委員長 ただいま事務局から説明がございましたが、改めて申し上げます。

会議日程については、別紙案のとおり、9月6日金曜日から10月1日火曜日までの26日間とし、会派代表質問1会派については9月9日に、市政一般質問14人については9月10日、11日、13日の3日間に4人ずつ、17日は2人とし、議案質疑は

17日火曜日の一般質問終了後に行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 御異議がないものと認め、そのように取り扱います。

また、質疑通告書の提出期限については9月9日月曜日の午後5時とし、討論通告書の提出期限については9月24日火曜日の午後5時とすることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

なお、9月30日月曜日午前10時から議員全員協議会を、午後1時30分から予算常任委員会全体会を、午後2時30分から決算審査特別委員会全体会を予定しておりますので、お含みいただきますようお願いいたします。

以上で(1)の協議は全て終了いたしました。

次第にはございませんが、本定例会議について、その他として執行部から何かございますでしょうか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○中里委員長 委員から執行部に対しまして何かございますか。

〔発言する人なし〕

○中里委員長 それでは、この後、議会側の案件に入りますので、執行部におかれましてはここで退席をお願いします。大変お疲れさまでした。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時20分

○中里委員長 それでは、休憩前に引き続きまして

委員会を再開いたします。

次第の(2)9月定例会議の対応についてに入ります。

資料がありますので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局。

○石田主査 それでは、9月定例会議の対応について御説明させていただきたいと思います。

9月定例会議において、変更のある箇所のみ説明させていただきたいと思います。

まず、2番、質疑の通告制の採用について、こちら本定例会につきましては決算が対象となっております。

続きまして、6番、委員会の場所について、こちらは第1委員会室、第4委員会室、303会議室を使用いたします。議場については使用いたしません。

日程につきましては、9月18日、19日、20日。各常任委員会の場所といたしましては、こちらに記載のあるとおりとなっております。

続きまして、7番になります。予算常任委員会全体会、決算審査特別委員会全体会及び9月定例会期中の議員全員協議会につきましては、議場で行います。

続きまして、8番、牛柄はっぴの着用についてでございます。こちら若干懸念点もございますが、議会の初日9月6日に議員所有の牛柄はっぴを着用して本会議を行う予定となっております。

なお、はっぴの中の服装は議会ポロシャツを着用することとなっております。

説明は以上であります。

○中里委員長 説明が終わりました。

質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

益子委員。

○益子委員 先ほど事務局のほうから説明ございました。その中で、8番の対応について、先ほど懸念があるという話だったんですが、その懸念についてはどのようなものなのか、ちょっと最初にお伺いいたします。

○中里委員長 係長。

○長岡議事調査係長 議員全員協議会の中で、複数議員のほうから御発言、例えば政治倫理審査会とか、そういったお話ございました。本会議の中で、そういった例えば御発言想定されるのかなというのがございます。

そういった場合になんですけれども、議場で牛柄はっぴを着ていることで、例えば報道機関映ったときに対外的な印象として、議会事務局としてはちょっと大丈夫かなと心配をしているといったところであります。

以上です。

○中里委員長 益子委員。

○益子委員 そういうことで、懸念ということで理解いたしました。

その中で、先ほどありましたが、過日は対応ということで、牛柄はっぴを着用して、本市の生乳生産の第1位というものをPRしようというような意図で、議会側もまた執行部側も注力して協力体制を敷きながら、こういったものをPRしようというようなお話でございました。

しかしながら、先ほど懸念ということでお話ありましたとおり、はっぴということで、浮ついた気持ちということで懸念されて、報道機関というお話あったと思うんですが、やはりこの生産者側からしますと、せっかく全市を挙げて対応されるという中で、悪い印象でこの牛乳生産というものが浮ついた話という可能性になりかねないし、あとは消費量とか、そういったところにも影響を波及するかと思います。

そういった中で、不本意ながら、やはり議会側として、こういったはっぴを着ながら、ちょっと生産者側に懸念を与えるような対応というのは、やはり私もいかがなものかなといたしますので、もし別な対応ができるのであれば、別の対応ということになるのかと思うんですが、できないのであれば、今回の議会の中で、初日の9月6日のはっぴを着用してのこういったPRというものは、中止してはどうかと提案をさせていただきます。

私からは以上です。

○中里委員長 そのほか皆様から何か質疑、御意見等はございますか。

相馬委員、どうぞ。

○相馬委員 今、政治倫理委員審査会の話になって、本会議に出るといような説明があったんですが、どういうことなのか御説明できる方いらっしゃいますか。

○中里委員長 係長。

○長岡議事調査係長 すみません、私が間違ってお伝えしているのかもしれないんですけども、初日に政治倫理審査会が開催されるということではなくて、全協のお話の中では、疑念がちょっとあって、その対応としては政治倫理とか、そういったところに諮るべきではないかというふうな御発言があったかと思います。

仮にですけれども、初日にそういった御発言があった場合も、対外的な対応としてよろしいんでしょうかというふうなお話をさせていただきました。

以上です。

○中里委員長 そのほか御意見、質疑等はございますか。

〔発言する人なし〕

○中里委員長 なければ、先ほど益子委員のほうから9月6日のはっぴ着用について中止されたほう

がよろしいのではという御意見がございましたが、それに対して皆さんの御意見などございますか。

森本委員。

○森本委員 益子委員に賛同します。

○中里委員長 そのほか御意見等はございますか。
中村委員、どうぞ。

○中村委員 私も賛同します。

○中里委員長 そのほか御意見ございますか。

〔発言する人なし〕

○中里委員長 それでは、9月定例会議の対応についての中の中柄はっぴの着用についてでございますが、議会初日の9月6日について、中柄はっぴの着用については中止をするということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱いたいと思います。

星委員、どうぞ。

○星委員 ポロシャツのほうは、そうすると、はっぴを着た場合は内側がポロシャツということでありましたけれども、それはポロシャツも着ないで、もう普通の通常通りでということでもいいですか。

○中里委員長 はい。

○星委員 分かりました。

○中里委員長 議事調査係長。

○長岡議事調査係長 すみません、御決定いただきましたので、この後、議運が終了次第、全議員に対して、今度9月定例会についての議案のデータですとか、そういったものを御案内をする場面があります。その中で、サイボウズを通じて、今回の定例会議については、はっぴの着用はございませんよといったことを周知させていただければと考えてございます。

以上です。

○中里委員長 ありがとうございます。

はっぴは着用しませんので、ポロシャツも着用せず、通常どおりの服装で議会初日に臨むことといたします。

また、周知に関しましては、先ほど事務局から説明あったとおりに、サイボウズ等で全議員に周知のほうを図りたいと思います。

それでは、(2)については閉じてもよろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

○中里委員長 大丈夫ですか。

では、次第の(3)請願・陳情の取扱いについてを議題といたします。

それでは、陳情第4号の内容等について事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○長岡議事調査係長 着座ですみません。

それでは、配信されました請願・陳情等文書表、御覧いただければと思います。

まず、1番上の陳情第4号になります。

件名につきましては、再審法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情になります。

趣旨でございます。えん罪犠牲者を救済するために、刑事訴訟法の再審規程（再審法）について①再審における検察手持証拠の全面開示②再審開始決定に対する検察官の不服申立て（上訴）の禁止を内容とする改正を求めるよう、国への意見書提出を求めるものでございます。

提出者につきましては、栃木県弁護士会でございます。

また、資料のほうを連番と同じところに格納をさせていただきます。

あと、参考ということで、すみません、ちょっと発信させていただきます。

こちら御覧いただければと思うんですけれども、

令和3年に県内の中で既に提出があった内容について、ちょっと記載をさせていただいております。

栃木県議会で令和3年、そしてその下の下、第16号ということで、令和3年10月15日に不採択となっております。付託委員会につきましては、県政経営委員会でございます。

続きまして、2ページほどお進みください。

左側に佐野市議会というふうにちょっと記載ございます。こちら御覧いただければと思いますけれども、陳情第1号、2番目のやはり刑事訴訟法を改正することということで、佐野市議会でも令和3年9月27日に不採択となっております。付託委員会につきましては、総務ということでございます。

さらに2ページほどまたお進みください。

左上、高根沢町議会になります。こちらにも令和3年8月6日受理ということで出ておりまして、経緯としては、総務常任委員会に付託をされております。そして継続審査になりました。次の9月定例会議で継続審査になったので、次の12月の中で、陳情のほうを採択したというような結果でございました。

一応、採択のほうの割れ方としてはこの記載のとおり、お一人だけ反対はしていて、あとは賛成して採択というような状況でございます。

いずれにしても県、そして佐野、高根沢町、委員会のほうに付託をして結果を出しているというような状況でございます。

以上です。

○中里委員長 説明が終わりました。

取扱いについてお諮りいたします。

陳情第4号について、どのように取り扱うか御意見を伺います。

森本委員。

○森本委員 総務企画常任委員会に付託すればよろ

しいかと思えます。

○中里委員長 そのほか御意見ございますか。

〔発言する人なし〕

○中里委員長 ほかに意見がないようなので、陳情第4号については、総務企画常任委員会に付託することで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 御異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、陳情第5号の内容等について、事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○長岡議事調査係長 それでは、請願・陳情等文書表、受理番号5番御覧ください。

件名、公民館の有料化を見直す陳情でございます。

趣旨といたしましては、公民館使用料の「受益者負担・有料化」について、公民館の理念になじまないため、見直しを求めるものでございます。

提出者につきましては、ギター同好会となっております。

以上でございます。

○中里委員長 ただいま説明が終わりました。

取扱いについてお諮りいたします。

〔「委員長、ごめんなさい」と言う人あり〕

○中里委員長 係長。

○長岡議事調査係長 ごめんなさい、大丈夫でした。

再審法のちょっとまとめた資料をほかの議会もどうなのかというのをちょっと作ったので、でももう先ほど御決定いただいたので、申し訳ございません。

この使用料についての別冊の資料というのは、特に御用意していません、すみませんでした。

○中里委員長 説明が終わりました。

陳情第5号について、どのように取り扱うか御意見をお伺いいたします。

益子委員。

○益子委員 こちらは福祉教育常任委員会に付託したらどうかと考えます。

○中里委員長 そのほか御意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○中里委員長 ほかに意見がないようですので、陳情第5号については、福祉教育常任委員会に付託することで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

続きまして、陳情第6号以降の公民館の使用料に係る陳情となりますので、併せて事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○長岡議事調査係長 それでは、陳情6号以降御覧いただければと思います。

ほぼほぼ趣旨としては、同様の内容となりますので、件名と陳情の提出者、そちらだけを読み上げさせていただきます。

まず、受理番号6番、公民館使用の有料化の再検討を求める陳情でございます。

提出者は、新日本婦人の会黒磯支部になります。

続いて、受理番号7、公民館使用料の「原則無料」の条例の存続を求める陳情です。

提出者については、根立かさねさん、ほか5名です。

続いて、8番、那須塩原市公民館使用料について、現行の「原則無料」継続を求める陳情です。

提出者は、全日本年金者組合栃木県黒磯支部になります。

9番、公民館の有料化条例案の否決を求める陳情です。

提出者につきましては、那須野が原・九条の会になります。

次のページ御覧ください。

10番、公民館の有料化についての方針の撤回を市に求める陳情です。

提出者は、平和と憲法を守る！栃木県北市民ネットになります。

最後に11番、公民館の無料化継続を求める陳情です。

提出者は、日本国民救援会栃木県北部支部になります。

以上となります。

○中里委員長 説明が終わりました。

確認したい点や質疑等がございますか。

〔発言する人なし〕

○中里委員長 質疑等がないようですので、取扱いについてお諮りいたします。

先ほど陳情第5号の公民館の使用料に係る陳情において福祉教育常任委員会に付託することとなりました。陳情第6号以降も公民館の使用料に係る陳情でございますので、同様の取扱いとして福祉教育常任委員会に付託することで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、次第(4)アンケートの手法についてに入ります。

取組実行計画ナンバー6、市民アンケート等において幅広く意見を把握する方向の検討について、議会活性化特別委員会に諮問しておりました。検討が終わったとのことから、議会活性化特別委員長から御報告がございますので、よろしく願いいたします。

益子委員。

○益子委員 私のほうから、議会活性化特別委員会委員長として御報告を申し上げます。

以降、着座にていたします。

先ほど議会運営委員長のほうからありまして、議会運営委員会から諮問されておりました件について報告を申し上げます。

まず、アンケートの手法ということでございましたので、その報告でございます。

こちら6月28日過日でございますが、こちら考え得る手法についてを委員と副委員長と議論を重ねてまいりました。その結果、こういった趣旨で回答させてありますが、まず、関連するところ、また要点を読み上げさせていただきます。

まず、アンケートの手法ということで、議員の周囲において、市民だけではなく、広く意見を聞く方向ということでございましたので、そういったことを趣旨に意見を集めさせていただきました。

手段としましては、様々な手段が考えられるということで各委員からありましたが、グーグルフォームを使用したアンケートですとか、スーパー等で直接議員が当たっていくもの、また予算を取った上で無作為抽出のアンケートをしてはどうかという話でございました。

また、直接議員の知り合いに記載してもらうものではなく、先ほど冒頭申し上げましたとおり、広くということございましたので、偏った周知ということなく、知り合いの知り合いとか、そういった方に議員を直接介するものではなくて、知り合いの方などのほうから広めていただくような方法を考えられるのではないかとということでございます。

また、多くの方々に関心を持ってもらうという意味で、ノベルティーなどティッシュとかピンバッジ等をつけてはどうかというような話でございました。

あと、グーグルフォームを使用したアンケートにつきましては、それぞれメリット・デメリット、こちら記載がございますが、メリットといたしましては、まず費用がかからない、また集計が簡単。

デメリットとしては、紙に書いてもらうより回答率は下がるのではないかと、また情報も自分から取りに行く必要があるということで、こちら手間がかかるのではないかとというような話でございましたし、ホームページからのリンク、またQRコード付のチラシなどを回覧板で回しては、こちらアンケートが広く広がるのではないかとというような話が趣旨として出ておりました。

また、タブレットを使用しての回答、タブレットの入力ということで、我々も議会がタブレットを対応されてございますので、そういったものを活用してはどうかという趣旨のお話が出ておりました。

また、最後になりますが、その他としては、質問の内容について偏るものにしない。

また、今までの手法について回答が偏るものとは考えてございませんので、こちらも我々としては広い意味でということで捉えていただければと考えてございます。

偏ったとしても件数ということで、こういったもの、いろいろな市民の声ということで優先させていただいてはどうかということで話がまとまりました。

報告は以上でございます。

○中里委員長 御報告ありがとうございます。

御報告いただいた内容は、次回の市民アンケート実施の際に活用させていただければというふうに思います。

次に、次第の(5)令和6年度議員研修についてに入ります。

研修会についてのスケジュールが決定いたしま

したので、お示しをするものでございます。

事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○長岡議事調査係長 それでは、配信しました研修会御覧いただければと思います。

1番と2番につきましては、もう既に御決定し、皆さんのほうに、全議員のほうに御周知をしている内容になります。

最後の3番、御決定した内容です。

執行部を動かす質問の仕方ということで、川本達志先生、廿日市市の副市長を務められた方になります。この方12月26日木曜日、午後1時30分から2時間程度ということで議場での開催を予定しているものです。

こちらのほうについて、また全議員のほうに御周知のほうをさせていただければと思っております。

以上です。

○中里委員長 本年度の研修が決定しましたので、サイボウズで全議員に周知を行いたいと思います。

次に、(6)の委員会代表質問の研究についてに入ります。

取組実行計画ナンバー3で定める内容でございます。

本日は、内容の説明や質疑を行い、次回の議運で皆様から御意見をお伺いしたいというふうに思っています。

事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○長岡議事調査係長 それでは、配信された資料を御覧いただければと思います。

まず、2番目の取組実行計画の位置づけされている内容になります。研究をしていきましょう。

3番目の昨年、岩倉市議会のほうの視察を行いました。研修の中では、テーマを委員会として、

どのようなテーマでやるかとか、過程なんかも研修の中で学ばせていただきました。

実績としましては、令和4年3月に1回、そして令和5年12月に1回というふうな岩倉市議会での実績ということでございました。

視察の中で、その2回代表質問で実現できたことはというので、堤防の除草というような御発言がございました。

一応資料につきましては、次のページからちょっと見ていただけますと、岩倉市議会のほうからいただいた内容、令和3年7月20日からということで、この委員会での活動を列記してございますので、お時間あるときに御覧いただければというふうに思っております。

この委員会で、ざっくりした言い方で言えば、委員会テーマを設定し、その中で研究をし、現状把握、そして視察なんかを交えた中で出た結論といったものを委員会の中で、委員会代表質問でやりましょうというような決定をして、じゃ、質問内容ですとか、どういったところを執行部に訴えるかといったものを委員会で決定して、それから代表質問で岩倉市、その場では委員長さんがされたというような流れとなっております。

すみません、また1ページ目にお戻りいただければと思います。

4番の検討事項ということでございます。仮にまず1番目、本市議会として取り組むかどうかといったものでございます。本市議会では2年任期の中で、委員会テーマ、そういったものを設定をし、検討をし、そして最終的には報告書や提言書の提出を行っているところです。

委員会代表質問というものの位置づけ、そういったものをどういうふうに考えていくか、そこら辺が論点の一つかなというふうに考えてございます。

2番目、取り組むとしたときに、本市議会として、どのようなテーマで行うのかといったところ、最終的には報告書、提言を出す中で、委員会代表質問を行うとしますと、最終的にはその提言の内容とか、報告書の内容と被る部分かなりあると思います。そういった中でのすみ分け、どのように考えていこうかなといったところかなと思っております。

最後、すみません、②が2つ続いていますね、ごめんなさい。

最後、導入した場合の手順はどうするかということで、仮にその委員会代表質問の中で、新たな事業を提案するといった場合には、やはり予算が絡んでくだろうと、予算を執行部が検討するとすれば、6月定例会議、遅くとも9月の定例会議までには行わないと翌年度予算への反映というのは難しいのではないかなというふうに考えてございます。

そういった場合に、いつぐらいまでに、じゃ、委員会代表質問を行うのか、また、今行っている会派と一般質問と、その中でどういうふうに順番つけるか、そういったところも議論になってくるのかなというふうに考えてございます。

説明としては以上となりまして、一応同じフォルダに岩倉市議会さんのほうからいただいた資料を添付をさせていただいておりますので、こちらなんかも参考にいただければというふうに考えてございます。

説明は以上となります。

○中里委員長 先ほどの説明に対しまして、質疑等はございますか。

益子委員、どうぞ。

○益子委員 まず、事務局のほうから説明いただきました。その中で、検討事項ということでございますので、①から③までございましたので、その

点についてちょっと皆さんと意見を交換させていただいて、こういったものを許可ということでお話しさせていただきたいと思います。

まず、1点目でございます。

①についてということで、委員会代表質問をどのような位置づけで行うのかというような話でしたが、私の思い、委員会質問ということは、やはり取組実行計画の中で、こういった委員、各議員の思い、また委員会に所属する委員さん、また所属されない議員さんもいらっしゃるんですが、そういったものの位置づけとして、やはり委員会質問というものを行っていくことによって、議員が相対的にみんな同じように、ベクトルといいますか、同じ方向を向いて、こういったものは必要だね、市政に必要じゃないかということで提案されるので、こういったものに関しては、やはり代表質問ということで、通常の一般質問より重きもの、また会派代表質問に匹敵するような、そういったものになるんじゃないかなということで、位置づけということで考えてございます。

次に、②の部分についてでございます。

その中で、先ほど去年の部分と重なる部分ということで、こちら私も、より皆さんと共通認識を持っていく必要があるのかなと思ったところなんです。例えばその仮に委員会テーマの検討一つとして最終報告、また提言書などを作成するということで、その前に委員会代表質問を行うくだりになっているんですが、最終報告の内容、また提言の内容を質問で行うこと、こちらが重なるんじゃないかというふうな話でございました。

こちらは私もやはり相当数重なるのではないかと思いますし、この委員会代表質問ということで、岩倉市議会さんにおいては、委員長さんが代表して質問ということでございましたが、場合によっては委員会に所属する議員さんの中で、決めてい

って、その各議員も、質疑の仕方、質問の仕方なども、やはりいろいろ言い回しなども含めてあると思いますし、あわせて委員会を代表する質問となると、やはり相当数の委員間の中で、また委員会に所属されない方なんかも関心事項があるということであれば、やはりそういった意見も組みながら、相当数の時間をかけて組み立てていくものだと思いますし、やはり重なる部分あるかと思いますが、その委員会代表質問ということで取り上げることによって、執行部に対しては相当数プレッシャー的なものというか、これは何とかしなくちゃいけないよねというような、そういった注意喚起伴うのと、関心事項を与えるものということで、やはりこれは重なってもその部分に関しては、私個人は必要なものということであれば、必要なんではないかと思いますので、これは重なってもいいんじゃないかと考えます。

最後、3点目でございます。

③の部分の導入したときの手順ということで、こちら先ほどの②の部分に重なる部分あるんですが、やはり事務局の説明にもありましたとおり、相当数のこの提案するという内容によっては、我々の今テーマにおいては、前半2年、後半2年ということで、それぞれの委員会に所属しながら、テーマを設定して行っておりますが、予算の部分に繰り上げて、それを反映させていくということになりますと、やはり事務局の説明どおりなかなかその縛り的なもの、6月定例会にして、9月定例会、時期的に言えば今定例会に、9月の定例会ということで実施するというものであろうかと思いますが、場合によっては、そういった質問の時期など、そういったものを含めて、これは本市議会に合うものというものをやはり、今回、議会運営員会でこういった諮問ということで、検討の中に挙がっておりますが、場合によってはその

全議員のアンケートなど、またこういった意見を
集約して、どういったものかということで、やは
り市議会全体を通して、こういった話を決めていく
必要もあろうかと思えますし、場合によってはや
はり、繰り返しになりますが、本市議会に合った
ものということで、岩倉市議会を完全にコピーす
るというものじゃなくて、本市議会に合ったよう
な対応というのにも必要ではないかと、このように
考えてございます。

私からは長時間になりましたが、以上でござい
ます。

○中里委員長 益子委員、大変申し訳ございません。

御意見等は次回の……

○益子委員 すみません。

○中里委員長 事務局からいただいた内容について
質疑等があればということで……

何か質疑等はございますか。

議長。

○山形議長 委員会となっているんですけれども、
あくまでも常任委員会なのか、庁舎検討特別委員
会もそういったくくりの中で委員会とするのか、
その辺、常任委員会だけなのか、これだけだと委
員会と書いてあるので、本当ちょっと全部と捉え
て、その辺だけちゃんとしておいたほうがいいの
かなと思ったので、その辺はどう考えていますか。

○中里委員長 係長。

○長岡議事調査係長 まず、岩倉市さんの中では、
常任委員会だけで取り組んでいるというふうには
お伺いをしているところです。ただ本市のという
ことであれば、例えば特別委員会からもできるよ
うにするとか、それは検討の中で、本市議会とし
て御決定いただければいいのかなというふうに思
っております。

以上です。

○中里委員長 そのほか質疑等はございますか。

益子委員。

○益子委員 先ほどは大変失礼いたしました。

その中で、先ほど発言した中にもあったんです
が、この中で、議会運営委員会に所属している委
員の意見はこういったところで聞けるんですが、
事務局としては、その本市議会の議会運営委員会
以外に所属されない議員さんのこういった意見な
んかは、どのように考えているのか、その点につ
いてちょっとお伺いします。

○中里委員長 係長。

○長岡議事調査係長 そうですね、例えば仮にたた
きを議運のほうで作って、それを皆さんに御意見
をいただく場を設けよう、こういった議運のほう
での御決定をいただければ聞く機会、そういった
ものもできたらいいのかなというふうに考えてご
ざいます。

○中里委員長 そのほか質疑等はございますか。

〔発言する人なし〕

○中里委員長 なければ、次回以降、議会委員会の
ほうで検討していきたいというふうに思いますの
で、皆様のほうで、どうぞ各会派でまずは検討い
ただいて、次回の議運で御意見を聞きたいという
ふうに思います。

続きまして、(7)の質問時の資料提供についてに
入ります。

取組実行計画ナンバー4で定める内容でござい
ます。

こちらも本日は内容の説明や質疑を行いまして、
次回の議運で御意見をいただきたいとします。

まず初めに、事務局から説明をお願いいたしま
す。

係長。

○長岡議事調査係長 それでは、配信しました資料
のほうを御覧いただければと思います。

2番目の取組事項、計画の位置づけということ

で、位置づけのある内容となります。

背景、趣旨としましては、一番上にごきます大型ディスプレイを検討した中で、周辺の議員、また執行部、傍聴者の方にもやっぱり見づらいよね、そういった中で、導入を見送った経緯ごきます。

ですので、完璧なそのルールづくり、一般質問の中で資料を掲示する、共有する、そういったもののルールづくり必要ではないかというのが出発にごきます。

まず、3番目の考え方ということで、議会としては言論の府ということで、資料の掲示、配付というものは、理解を深めるためには必要だけれども、あくまでも手段です。

また、会議録に載らないことから、必要最小限でなされるべきだというのが、議会関係にあります参考資料なんかに記載されているものとなります。

4番目の現状でごきます。

本市議会としましては、掲示ということで、一般質問をされながら、例えば本を指して見ていただくというような掲示という方法、また配付ということで、議員と執行部の共有だけ、その二者で共有、また傍聴者へも印刷して配付するというのも始めましたので、議員、執行部、そして傍聴者に配付をする。そういったものの掲示と配付、この2種類があるものでごきます。

5番目の課題でごきます。

仮にその資料がやはり大き過ぎたり、影響があるというものを懸念されます。

また、手に持っていて、どうしても中継でカメラが追えず、何かどうしても見ている方からは、何だったのかな、そういうふうなちょっと御意見いただく場合もありますので、そういったものを検討しなくちゃいけない。

また、著作権、肖像権、そして会議録に載らないということで説明って、じゃ、どこまでしたらいいんだろう。

また、配付というものは、配付だけでいうと執行部と議会だけしかやっていないんだけど、それを見ている人にとってはどんなものか、そういったちょっと懸念があるかなと思っております。

6番の検討事項ということになりまして、一から検討するというと、やはりなかなか形として難しいかなというふうに考えてございまして、次のページ御覧いただければと思います。

大津市とか、ほかの飯田市とか、そういったところをちょっと参考とさせていただきまして、ルールというものを定めているところがございます。

1番の趣旨から定義、3番の基本的留意事項、そういったものをほかの市議会に取り入れられているものなんかをちょっと入れさせていただきました。

4番の資料の制限というところを、例えば大きさをどこまでするよとか、あとほかの市議会によっては、一日に出せる枚数などを規定しているところもございます。

ちょっとごめんなさい、さらに次のページの一番下をちょっと見ていただいてもよろいでしょうか。

他市の状況になります。

長野県の飯田市では、A列2番、これってA2です。A4とかA1とかありますけれども、A2までを一日5枚までというふうなことで、そしてその他では、資料作成に政務活動費を充てることのできるということなども決めているそうです。

行方市、こちらではB2まで、そして一日3枚。あとは執行部にも資料の作成というものは求めていけませんよというふうなものを決めているところでございます。

3番の伊勢市、こちらではA1まで、そして枚数の制限なし。ただしということで動画、アニメーションは使わない。確かに将来的にはそういったものもあるのかなと思います。

一番最後のページには、大きさの参考ということで載せさせていただいています。

議会のほうのディスプレイと、あとはそこまでではないですけども、A1でいうとやっぱり結構大きいですね。このような大きさに定めている議会さんがございます。

このルールの中で定める部分、そしてあとは仮に、もうちょっと付け足したほうがいいんじゃないのといったふうな御意見をいただければありがたいなというふうに考えてございます。

説明は以上です。

○中里委員長 ただいま事務局から説明がございましたが、皆様から内容についての質疑等はございますか。

〔発言する人なし〕

○中里委員長 ないようですので、次回の議運で皆様から御意見いただきたいと思いますので、これも先ほどと同様に各会派で御検討いただきまして、次回の議会運営委員会で意見を聴取したいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、(8)その他に入ります。

その他で協議事項として皆様から何かございますか。

相馬委員、どうぞ。

○相馬委員 先ほどはっぴの着用の件のときに、本会議初日に政治倫理審査会が設定される可能性があるという説明がありました。

議会運営委員会としては、初日のどの時点で、どういうふうに、その内容とその検討する時間帯というか場所、それはどういうふうになっている

のか全くちょっと当日のスケジュールが分からないので、もし説明できるのだったらお願いしたいです。

○中里委員長 議事課長。

○岩波議事課長 すみません、説明がちょっと分かりづらいところがあったのかなと思って説明させていただくんですが、現段階で政治倫理審査会を開くか、そういった話は全く実は出ていないんですね。ただ、前回8月22日の全員協議会のときに、その他の中で数名の議員さんから、議員さん同士でトラブルになっているという話を市民から聞いている。それを不信に思っている人がいるというような発言がありまして、その後、その当人同士で解決したというふうに私たちは聞いているんですけども、そのような状況の中で、ちょっと牛柄のはっぴを着用して本会議に臨むというのが、ちょっと見方によっては不謹慎に捉えられてしまう可能性があるかなというところで、ちょっと懸念を持っていたというところなので、今の段階で政治倫理審査会が開かれる予定があるとか、全くそういう予定はないので、申し訳ありません、ちょっと分かりづらいことで失礼しました。

○中里委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、恐らく全協で金子議員からあった発言なんだと思うんですけども、それについては、議長が聞き取りをした上で、全員に報告しますという、最終的にそういう説明だったと思うんです。

その聞き取りした結果について、どのタイミングで全議員に報告をするのか、まずそれを、その初日にやるのかどうなのかということになるんですが、もう聞き取りは終わっているということでよろしいでしょうか。

○中里委員長 相馬委員、よろしいですか。

ちょっと協議事項ではあるんですが、今ちょっ

とその点についても、これからちょっと協議がなされるのかというところだと思います。

私もちょっとまだ聞いておりませんので、今、正副議長の中で恐らく協議されているのではないかとこのように思います。

今ちょっとまだ答弁できるような状況ではないというふうに思いますので、もしある場合には、会派代表者会議等を開くなり、またそういったところを通しながら、会派代表者からも御意見いただきながら、どのようにしていくのかというように話し合われるんだろうというふうに思いますので、今この時点で、その正副議長から御意見を求めるというのは、ちょっとすみません、私も聞いていないので、ちょっと難しいのかなというふうに思います。

相馬委員。

○相馬委員 聞き取りをした上でということだったんですけども、それがまだなされていないということなんでしょうか、それともそれは終わっているということでしょうか。

○中里委員長 先日、会派代表者会議では一応聞き取りを行ったということですね。

○相馬委員 会派代表者会議がこの件について開かれたということですのでよろしいでしょうか。

〔「分からない」と言う人あり〕

○相馬委員 何も分からないというような状況なんですか、なるほど、分かりました。

じゃ、初日ちょっとどのタイミングでどうなのか分からないでスタートするという予定だということですか。

そうしたら議会運営委員会をもう1回開くようになっちゃう……その可能性もある。

○中里委員長 係長。

○長岡議事調査係長 どういった例えば発言がされるのかというものも、まだ全然分からない状況で

すので、仮にその議会の運営のところ困ったよといったときには、本会議中にも議運の開催というものは、可能性としてはゼロではないのかなと思います。

以上です。

○相馬委員 分かりました。じゃ、さらにこの後いろいろ出てくるということになるんでしょうか。

分かりました。じゃ、この後の進行をやるしかないというアバウトな状態で本会議に入ることになってしまうということになるんだろうと思うんですけども、それはいずれにしても、もう一回議運に諮らなくてはならないことになるんだというふうに思いますので、今日のところはそこまで、伺っておきます。

○中里委員長 そのほか皆さんから御意見等はございますか。

〔発言する人なし〕

○中里委員長 なければ、執行部から何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○中里委員長 次回の開催について報告いたします。

次回の開催は、議会運営委員会を10月1日火曜日、本会議終了後に行いたいと思います。場所は第4委員会室を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

—————◇—————

◎閉会の宣告

○中里委員長 それでは、本日の議会運営委員会を閉会したいと思います。

大変お疲れさまでした。

閉会 午前11時05分